

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第六十号

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「二十年以上」、「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」及び「又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号)附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十五年未満である者(条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十項」とする。

附則第三十一項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年佐賀県条例第六号。以下「条例第六号」という。)(附則第二項若しくは佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下「条例第四号」という。))附則第三項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(条例第六号附則第二項又は条例第四号附則第三項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百

分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この条及び次条において「条例第四号」を「次条において「条例第四号」に、「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額）」にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百四分の八十七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四」に改め、「、附則第三十五項及び第三十六項」、「附則第八条の規定による改正後の」、「、条例第四号附則第三項」及び「附則第九条の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第三十項（新条例附則第三十二項及び第三条の規定による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第三十一項の規定の適用については、新条例附則第三十項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第三条 第二条の規定による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第四条 第四条の規定による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百四分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百四分の九十二」とする。

第一条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1～29 略</p> <p>30 当分の間、<u>三十五年以下</u>の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、<u>第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</u>この場合において、<u>第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十項」とする。</u></p> <p>31 当分の間、<u>三十六年以上四十二年以下</u>の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で<u>第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>32～37 略</p>	<p>附則</p> <p>1～29 略</p> <p>30 当分の間、<u>二十年以上三十五年以下</u>の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号）附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>二十五年未満</u>である者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、<u>第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</u></p> <p>31 当分の間、<u>三十六年の期間</u>勤続して退職した者（条例第二十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で<u>第二条第一項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>32～37 略</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）（第七条の四第一項に規定する公庫等職員）以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）（第七条の四第一項に規定する公庫等職員）以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて</p>

第二条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する国又は他の地方公共団体の職員（以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。）として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する国又は他の地方公共団体の職員（以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。）として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年佐賀県条例第六号。以下「条例第六号」という。）附則第二項若しくは佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下「条例第四号」という。）附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（条例第六号附則第二項又は条例第四号附則第三項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

改正後	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
改正前	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
8 39 略	8 39 略

表 第三条（佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照

改正後	<p>附則 1～3 略</p> <p>4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で佐賀県職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
改正前	<p>附則 1～3 略</p> <p>4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で佐賀県職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
5 略	5 略

改正後	<p>第四条（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けること</p>
改正前	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けること</p>

改正後	改正前
<p>となる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)(第二条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。)(附則第六項、附則第八条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年佐賀県条例第二十九号。以下この条及び次条において「条例第二十九号」という。)(附則第五項から第八項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下次条において「条例第四号」という。)(附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第三十七号。以下この条及び次条において「条例第三十七号」という。)(附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死</p>	<p>となる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)(第二条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。)(附則第六項、附則第八条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年佐賀県条例第二十九号。以下この条及び次条において「条例第二十九号」という。)(附則第五項から第八項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下この条及び次条において「条例第四号」という。)(附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第三十七号。以下この条及び次条において「条例第三十七号」という。)(附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第三十五項及び第三十六項、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第六十二号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第二十九号附則第五項から第八項まで、条例第四号附則第三項並びに附則第九条の規定による改正後の条例第三十七号附則第四</p>

改正後	改正前
<p>亡によらずにその者の都合により退職した もの及び三十七年以上四十二年以下の者で 公務によらない傷病により退職したものを 除く。）にあつては、<u>百四分の八十七（</u>を乗 じて得た額が、<u>新条例第二条の四から第五 条の三まで及び第六条から第六条の五まで 並びに附則第三十項から第三十二項まで、 附則第四条、附則第五条、附則第七条の規 定による改正後の条例第六十二号附則第六 項、条例第二十九号附則第五項から第八項 まで並びに条例第三十七号附則第四項の規 定により計算した退職手当の額（以下「新 条例等退職手当額」という。）よりも多いと きは、これらの規定にかかわらず、その多 い額をもってその者に支給すべきこれらの 規定による退職手当の額とする。</u></p>	<p>項の規定により計算した退職手当の額（以 下「<u>新条例等退職手当額</u>」<u>という。）よりも 多いときは、これらの規定にかかわらず、 その多い額をもってその者に支給すべきこ れらの規定による退職手当の額とする。</u></p>